

第125号 令和3年9月15日発行
 (公社)愛知県宅地建物取引業協会
 名南西支部
 〒497-0050 海部郡蟹江町学戸5丁目111番地
 TEL 0567-94-3050
 FAX 0567-97-0525
 E-mail: info@meinannishi.com



役員選考委員 決定

7月26日(月)開催の正副支部長会及び8月19日(木)開催の支部幹事会におきまして、「支部役員等選出規則第4条」に基づき、以下の10名の方が役員選考委員に決定されました。第1回役員選考委員会は、10月13日(水)に開催する予定です。

支部役員経験者の中から	正副支部長の中から
西川 正純 佐野 剛士	宮崎 豊 朝日 浩一
支部幹事の中から	
林 秋彦 ・ 田島 英樹 ・ 細川 勝矢 櫻井 文人 ・ 佐野 博信 ・ 矢野 照豊	



令和3年度 あま市不動産無料相談

毎月第2水曜日午後1時～4時の間、あま市役所甚目寺庁舎にて『不動産無料相談』を実施します。不動産に関するご相談ならどんなことでもお気軽にご相談いただけます。



4月14日(済)	5月12日(済)	6月 9日(済)	7月14日(済)
8月11日(済)	9月8日(休止)	10月13日	11月10日
12月 8日	1月12日	2月 9日	3月 9日

- 風邪の症状(咳・鼻水・下痢・微熱等)がある方の来会をご遠慮下さい。
- 当日は、体温を測ったうえでご来会下さい。
- 持病のある方や、来会5日以内に(三密)する場所へ行かれた方は来会をご遠慮下さい。
- 来会時は、必ずマスクをご着用下さい。



※ 緊急事態宣言の発令により、休止になる場合もございます。その際は、名南西だより・ホームページ等にてご案内いたします。ご利用の際は、ご確認ください。

令和3年度 地域事業

『ありがとう 愛の献血運動』にご協力を！

◇ 今年度も地域事業の一環といたしまして、献血を実施いたします。

日にち： 令和3年10月9日(土)
 10:00～11:30、13:30～15:30

場所： イオンモール名古屋茶屋 2階 イオンホール

協力： 日本赤十字社



※ 是非とも、ご協力賜われますようお願い申し上げます。

※ 新型コロナウイルスワクチンを接種された方の献血については、1回目・2回目いずれの場合も、接種後48時間を経過していれば献血にご協力いただくことが可能です。なお、現在承認されているRNA ワクチンは、ファイザー社と武田/モデルナ社となります。

➤ 予防接種前の献血は基本的に制限しておりませんので、ご心配な点がございましたら、接種を受けられる前に、ご担当医師又は医療機関にご相談ください。

※ 当日は、ご協力いただいた方々に粗品をご用意いたします。

注： 400mlのみの受付とさせていただきます。
 400ml 献血は体重50kg 以上の方に限ります。
 輸血に伴うリスク軽減のため、ご理解をお願いいたします。

◆ 諸事情により、日程が変更になる場合がございます。その際は、またご案内致します。

募集中!




下記の事項につきまして、随時募集しておりますので、支部までご意見をお寄せください。

- ◆ 支部企画研修会(Web)にて、今後取り上げてほしい内容 等

新規入会

免許番号	商号	氏名	事務所所在地
知事(1)24787号 R8.7.5	大宝建設(株) (中川西12)	代表者 酒井 覚  専取準会員 長川 秀雄	〒454-0941 名古屋市中川区前田西町 1-704 TEL 052-387-9662 FAX 052-387-9663
知事(1)24797号 R8.7.5	ニノス(株) (中川東10)	代表者 西村 正  専取準会員 西村 日野	〒454-0817 名古屋市中川区南脇町 1-68 センチュリー荒川D号室 TEL 052-398-6783 FAX 052-398-6785
知事(1)23605号 R4.8.28	(株)エコフォレスト 中川営業所 (中川西12)	代表者 森 リカ  専取準会員 工藤 夏子	〒454-0946 名古屋市中川区一色新町 3-1405 TEL 052-655-4730 FAX 052-655-4731
知事(1)24792号 R8.7.5	(株)リバイブ (海部南8)	代表者 平沼 伸基  専取準会員 横井 章男	〒498-0001 弥富市西中地町五右 135-2 TEL 0567-65-8870 FAX 0567-65-8871
知事(1)24793号 R8.7.5	宮沢地所 (中川東10)	代表者 宮澤 里実 	〒454-0811 名古屋市中川区三ツ池町 1-1 1F TEL 052-351-3009 FAX 052-353-8172

新規入会

免許番号	商号	氏名	事務所所在地
知事(1)24788号 R8.7.5	(株)ホームメイド (海部北2)	代表者 山崎 誠司  専取準会員 田本 勝憲	〒490-1142 海部郡大治町大字 三本木字堅田 88 クイーンハイツ大治 201号 TEL 052-756-3360 FAX 052-756-3361
知事(1)24815号 R8.7.19	中山不動産 (海部南8)	代表者 中山 智治 	〒498-0031 弥富市平島町東勘助 66-10 TEL 0567-65-7774 FAX 0567-65-3818
知事(1)24822号 R8.7.26	アセット・フロンティア(株) (港15)	代表者 小塚 竜哉 	〒455-0872 名古屋市港区西蟹田 1608 TEL 052-990-1881 FAX 052-990-1881

支部事業について

- ◆ 支部企画研修会
例年、9月と2月に開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月は中止とさせていただきます。尚、12月頃(予定)に県下統一研修会同様「WEB研修」にて実施致します。詳細等は決まり次第ご案内させていただきますので、よろしくお願い致します。
- ◆ 地区会
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、6月にご案内させていただきましたとおり、夏季は中止となりました。冬季につきましては、検討中のため、決まり次第またご案内させていただきます。



会員異動

変更事項	商号・地区	氏名	変更内容
代表者変更	積水ハウス不動産中部(株) 名古屋西営業所 (中川東10)	代表者 杉田 昇	(旧)青木 政人
	大東建託リーシング(株) 名古屋店 (中川東10)	代表者 林下 広毅	(旧)山内 貴博
	大栄建設(株) (海部南8)	代表者 川崎 壮太郎	(旧)川崎 鉦明
	ニチハ(株) (港14)	代表者 吉岡 成充	(旧)山中 龍夫
専取準会員 変更	(株)ユーホーム (中川東9)	専取準会員 松井 均	(旧)神園 和隆
	フジサービス(株) (港13)	専取準会員 澤入 寛	(旧)奥田 彩子
	(株)ライフワン (港13)	専取準会員 島田 友樹	(旧)今井 哲也
住所変更	ライフ大治 (海部北2)	代表者 鷺主 まゆみ	〒490-1136 海部郡大治町大字 花常字中切 17
大臣→知事	(株)河野組 (愛西・津島4)	代表者 河野 将弥	知事(1)24624 号 R8.1.25
退会	積水ハウス不動産中部(株) 名古屋西賃貸営業所 (中川東10)	代表者 山口 慶子	支店廃止
	はけたけ不動産 (海部北1)	代表者 吉川 元啓	廃業

支部の窓

- 正副支部長会(7/26開催)
- 支部幹事会(8/19開催)

＜第3回＞ 構成員数22名…出席者数19名・委任状3名

- ① 支部企画研修会について
- ② 地域事業(献血)について
- ③ 地区・ブロックの確認
- ④ 役員選考委員の選出

※ 支部幹事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、支部会議室ではなく、他会場(広い会議室)をお借りし、密にならない様、開催しております。

次回の正副支部長会は9月21日(火)、支部幹事会は10月19日(火)を予定しております。

「月刊不動産流通」2020年12月号より転載

vol.455

国土交通省 不動産・建設経済局不動産課

関連法規

Q&A

都市再生特別措置法等の一部改正に伴う、 宅地建物取引業法施行令の 改正について教えてください。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号。以下、改正法)が令和2年9月7日から施行されました。

これに伴い、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第268号)において、宅地建物取引業法施行令(以下、施行令)が改正され、令和2年9月7日から施行されました。今回は、改正された施行令の内容について解説致します。

(1)改正法について

改正法では、農地の保全に係る地区計画の区域内の農地の区域内における土地の形質の変更等については、市町村の条例で市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる旨の規定が新設されました。また、居住誘導区域のうち、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に居住環境向上用途誘導地区を定めることができることとされ、当該地区内における建築物の建蔽率の制限等の規定が新設されています。

(2)宅地建物取引業法施行令の改正について

①宅地建物取引業法第33条及び第36条の法令に基づく許可等の処分

宅地建物取引業法(以下、法)第33条は、未完成物件の売買等の広告の開始時期の制限に関して規定しております。また、法第36条は、未完成物件の契約締結等の時期の

制限について規定しております。これらの広告や契約締結等は、施行令第2条の5で定める許可等の処分があった後でなければしてはならないとされております。

改正法により、農地の区域内における土地の形質の変更等の許可に係る制度が新設され、居住環境向上用途誘導地区における高さ制限に係る許可制度が新設されたことを踏まえ、これらの制度を施行令第2条の5に定める許認可等に追加しました。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号の法令に基づく制限

法第35条第1項第2号は、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等の不測の損害を防止するため、宅地建物取引業者に施行令第3条第1項で定める法令に基づく制限を重要事項として説明するよう義務付けております。

改正法により、農地の区域内における土地の形質の変更等に係る制度が新設され、また、居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率の制限及び壁面の位置の制限、高さの制限に係る制度が設けられたことを踏まえ、これらの制度を施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に追加しました。

宅地建物取引業者の皆様におかれましては、改めて法令の遵守に万全を期していただきますようお願い致します。

(文責：益塚真哉)